

## PSB 使用の手引き

(製品安全管理情報使用の手引き)

2021年7月1日

サンアロマー 品質保証室

### 1. はじめに

サンアロマーは、弊社の製品安全情報に関するお客さまのご質問に迅速かつ正確にお答えするために、2014年より製品安全管理情報(Product Stewardship Bulletin) (以下、PSB) を発行しております。

既に、多くのお客様のお役に立っているところではありますが、法律・規制等に関してなじみがない方にとっては、「わかりにくい」、「使いにくい」ということになり、結局個別にお問い合わせをいただくことになってしまっています。そのため、回答までにお時間を頂きご迷惑をおかけしております。

PSB をより効果的にご利用いただくために、今回「PSB 使用の手引き」を発行することとなりました。

### 2. PSB 中の用語の説明

セクションにまたがり共通に使用される語について説明します。

「使用・含有に関する情報」の欄：

「意図的な使用」あるいは「使用」：製品の性能に反映させるために物質を使用する場合は、樹脂本体及び樹脂の性能を維持・向上するための添加剤（酸化防止剤、透明核剤、帯電防止剤）などが含まれます。ポリプロピレンを製造するための触媒や助剤、また工程で必要となる原料由来の物質や添加剤中の不純物等は、「意図的な使用」の対象外です。

「意図的な使用なし」：「意図的な使用」がないことです。

「添加」：「使用」と同じ意味です。

「閾値」：法規制にて設定されている制限値

「閾値以上の使用なし」：「意図的な使用」があるが、使用量が法規制の定める閾値未満である場合。

※閾値以上の使用がある場合は、CAS NO.と物質名（もしくは含有ありの文言）と使用量が表示されます。

「含有」：「意図的な使用」に該当する・該当しないにかかわらず、対象の化学物質を含有している場合をいいます。ポリプロピレンを製造するための触媒や助剤、また工程で必要となる原料由来の物質や添加剤中の不純物等も対象になります。

「含有なし」：「含有」がないことです。

「閾値以上の含有なし」:「含有」はしているが、含有量が法規制の定める閾値未満である場合。

※閾値以上の含有がある場合は、CAS NO.と物質名（もしくは含有ありの文言）と含有量が表示されます。

「該非」の欄（5.発がん性評価物質、6.有害性分類が対象）:

「非該当」:意図的に添加される成分が対象区分に該当しません。

\*現時点では「該当」になるものはありません。

### 3. PSB の見方

PSB の各セクションの読み方、意味するところを PSB のセクションごとに解説します。

#### 3.1. 「1. 製品及び会社情報」

PSB は、サンアロマーの製品（グレード）ごとに発行されます。製品名、生産地およびサンアロマーの会社情報が、記載されています。

#### 3.2. 「2. 組成及び成分情報」

弊社のポリプロピレン製品には、プロピレンの（共）重合体のほか、意図的に添加される添加剤などを含んでいます。

単一製品・混合物の区別：主成分が 99%以上の場合は、単一製品としております。それ以外は、混合物と表記されます。

化学名・組成：ポリプロピレン、プロピレン・エチレン共重合物、プロピレン系共重合物 のいずれかです。

HS コード<sup>1</sup>のほか、化審法の官報公示整理番号<sup>2</sup>、(化学)物質を一意的に特定する CAS 登録番号 (CAS No.) <sup>3</sup>が記載されています。

\*プロピレン系共重合物の CAS No.は非開示としております。

#### 3.3. 「3. 法規制物質：法令で厳しく規制されている物質」

法律、その法律で規制される対象物質に対して、製品への使用・含有に関する情報を記載しています。

---

<sup>1</sup> [HS コード](#) :「商品の名称及び分類についての統一システム (Harmonized Commodity Description and Coding System) に関する国際条約 (HS 条約)」に基づいて定められたコード番号

<sup>2</sup> [官報公示整理番号](#)

<sup>3</sup> [CAS 登録番号](#)

3.4. 「4. 法令・指針により譲渡提供者が SDS 等で通知または表示することとされている物質」

このセクションの見方は、上述の「3. 法規制物質：法令で厳しく規制されている物質」に対して記載されている見方と同じです。

3.5. 「5. 発がん性評価物質」

各評価機関により、発がん性の対象と判断される対象区分への該非を記載しています。

3.6. 「6. 有害性分類」

GHS<sup>4</sup>有害性の対象区分への該非を記載しています。

3.7. 「7. 主要法規制・対象物質」

各機関が行う規制等により規制される物質（対象物質）の使用・含有に関する情報を記載しています。

3.8. 「8. 食品包装用途への適合性」

各当局の食品衛生に関する本製品の適合性を記載しています。

本製品を使用して製造されました、中間製品および／または最終製品の FDA<sup>5</sup>/EU/GB 規則<sup>6</sup>/食品衛生法への適合性につきましては、FDA/EU/GB 規則/食品衛生法内に該当する項目がある場合はそれを参照し、貴社あるいは製品の使用に係わる第三者の責任においてご確認下さるようお願い申し上げます。

3.9. 「9. 各国インベントリー」

既存の化学物質と新規の化学物質を区別するため、既存の化学物質を取りまとめたリストのことをインベントリーといいます。新規化学物質届出制度（インベントリー制度）を採用している国では、インベントリーに収載されていない物質の使用は、制限を受けます。

3.10 「10. 動植物由来成分及びハラール/Kosher」

製造に使用されている原材料における、および動物由来成分、植物由来成分の使用有無を記載しております。

---

<sup>4</sup> GHS : [The Globally Harmonized System of Classification and Labelling of Chemicals](#).

<sup>5</sup> [アメリカ食品医薬品局 \(Food and Drug Administration\)](#)

<sup>6</sup> 中華人民共和国国家標準

尚、弊社製品ではハラール<sup>7</sup>、Kosher<sup>8</sup>ともに認証は取得していません。

### 3.11 「1 1. EU REACH 規制及び EU 指令」

EU REACH 規制<sup>9</sup>及び EU 指令に適用される SVHC<sup>10</sup>の対象物質、改正 RoHS 指令の対象物質、ELV 指令物質の使用状況を記載しています。

### 3.12 「1 2. フタル酸エステル」

フタル酸エステルは、EU REACH の規制対象であり、可塑剤としての使用が制限されています。弊社では、可塑剤としての使用はありませんが、製品によっては、触媒残の形で製品中に含有することがあります。また、お客様からのお問い合わせの多い事項ですので、セクションを設けて、内容を記載しております。

### 3.13 「1 3. VOC 物質及び SOC 物質」

VOC は揮発性有機化合物 (Volatile Organic Compounds) の略称で、塗料、印刷インキ、接着剤、洗浄剤、ガソリン、シンナーなどに含まれるトルエン、キシレン、酢酸エチルなどが代表的な物質です。SOC 物質とは、環境負荷物質 (Substances of Concern)、SOC10 物質とは、RoHS 指令<sup>11</sup>で規制されている環境負荷物質 6 物質と、RoHS2.0 指令で規制されている 4 物質の合計 10 物質のことをいいます。

### 3.14 「1 4. アレルギー物質」

食品表示法のアレルギー物質に関する情報です。

### 3.15 「1 5. 紛争鉱物」

コンフリクト・ミネラル (Conflict Minerals) とは、アフリカ諸国などの紛争地域で採掘された鉱物資源のことです。特に米国金融規制改革法 (ドッド・フランク法) は、規制対象の鉱物資源を、スズ、タンタル、タングステン、金 (3TG) の 4 物質と定義しています。現時点で、コバルトは、ドッド・フランク法の対象物質ではありませんが、RMI<sup>12</sup>が報告用テンプレートを用意しているため記載しております。

---

<sup>7</sup> イスラーム法において合法的なものの事をハラールとといいます。

<sup>8</sup> [ユダヤ教徒が食べてもよいとされる「清浄な食品」のこと](#)

<sup>9</sup> <https://ja.wikipedia.org/wiki/REACH>

<sup>10</sup> [高懸念物質 \(SVHC : Substances of Very High Concern\)](#)

<sup>11</sup> [電気・電子機器 \(EEE\) などの特定有害物資の使用制限に関する EU の法律](#)

<sup>12</sup> <http://www.responsiblemineralsinitiative.org/>

### 3.16 「16. 参照情報」

本 PSB の作成に当たって参照した情報源を記載しています。

あわせて、「その他の化学物質」に、現時点では規制の対象とはなっていないものの、法令がすでに公示され施行前の状態、あるいは、新たな規制の対象候補となっている化学物質について、使用の有無を記載しています。

(今後、レイアウトを変更し、別のセクションとして設定する予定)

### 3.17 「17. 注釈」

略

## 4. 化合物名(「総称名」)からの確認

PSB には、一部を除き具体的な化合物名が記載されていません。お問い合わせの多くは、具体的な化合物名のほか、「XX およびその化合物」、「XX 化合物群」(以下、「総称名」)の含有に対するお問い合わせがございます。化合物名および CAS NO. を特定できれば、回答は、可能ですが、法令や規制名の明示なしに、「総称名」での使用状況を回答することは、困難です。

参考情報として別表-1 によくお問い合わせのある「総称名」などについてまとめてあります。「総称名」、法律・規制名、から対応する PSB セクションを参照できますので、この表を使用してご確認いただけます。なお、別表-1 は、XL にてもご用意いたしております。

以上